

船橋市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から平成30年度の包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和2年11月25日

船橋市監査委員	中	村	章
同	齋	藤	弘之
同	松	寄	裕次
同	斉	藤	誠

平成15年度

市長からの通知年月日 令和2年11月12日

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和2年7月1日現在)	今後の方針 (令和2年7月1日現在)
74	アンデルセン公園 (公園緑地課)	67	監査結果	付属設備の台帳が整備されていない	令和元年度は各ゾーンにおける施設調書のとりまとめを行い、一部の施設について台帳を整備した。	引き続き各ゾーンにおける施設調書のとりまとめを行い台帳を整備する。